

## 2. 消滅時効

1998年5月11日、S株式会社は、G社から、弁済期を2000年5月11日とする約定で、4000万円を無利息で借り受けた（以下、この4000万円の返還債権を $\alpha$ 債権という）。同日、Gは、Sの創業者一族に属し関連会社の代表取締役であったB個人との間で、Bの所有する土地甲を、 $\alpha$ 債権の担保のためにGに譲渡することに合意し、譲渡担保を登記原因として、Gに甲の所有権移転登記がおこなわれた。ただ、甲は引き続きBが駐車場として使用している。甲には、1994年4月1日付けで、HのBに対する8000万円の貸付金債権（以下、この債権を $\beta$ 債権という。利息・損害金については、簡略化のため省略）を被担保債権とする抵当権の設定登記がなされていた。

2000年5月頃、Sは事業不振で危機を迎えており、甲の価格も1億円程度に下落していた。そこで、同月2日、Gは、Sの代理人を兼ねると称していたBの要請を受け、Bから100万円の「承諾料」を受け取ることで、 $\alpha$ 債権の弁済期限を2年間延長することに合意した。2002年4月30日および2004年4月30日にも、同様にBからGに各100万円の「承諾料」の支払がなされて、 $\alpha$ 債権の貸付期間を再延長・再々延長する合意がBG間に成立し、弁済期限は、最終的に2006年5月13日とされた。

2006年5月8日、本件消費貸借契約及び譲渡担保契約の期間の延長・再延長・再々延長の交渉と合意について、Sの代理人と自称して行動したBに、それ以前も以後もSから代理権が実際に授与された事実はなく、Bが勝手にS名義の委任状を作成しておこなったものであった、という事実が明るみに出た。Bのいささか不可解なこの行動は、Sの創業者一族に密かに恩を売っておいて、近い将来、業績回復が期待されるSに対して支配権を得たい、との思惑にもとづいていたもので、その時点まで、BがSに対して「承諾料」相当額につき、求償権を主張したこともなかった。現在の時点は2006年7月15日で、Sの業績は回復しておらず、めぼしい資産はない。

(1) 2006年5月12日、Sは、顧問弁護士から $\alpha$ 債権について消滅時効の可能性を指摘されて、Bの各行為の追認を拒絶し、 $\alpha$ 債権につき消滅時効を主張する旨を書面により通知した。次の各事例について、下記の問いを考えなさい。

事例1 Sがこれ以前にGから何らの請求を受けたことがなかった場合

事例2 2006年4月3日に、Sが、Gの求めに応じて「債務承認書」を差し入れていた場合

事例3 2004年4月3日に、Sが、Gの求めに応じて「債務承認書」を差し入れていた場合

(2) 2006年5月12日、Sは、顧問弁護士と相談の上、Gに対して、Bの各行為を追認する旨を書面により通知した。しかし、Gは、Sが倒産状態に近く、甲の価格が9000万円程度に下落していることから、 $\alpha$ 債権の回収が困難であると考えていた。対応策を検討し関連する事情を調査したGは、HのBに対する $\beta$ 債権が時効消滅している可能性に気づいた。そこで、2006年7月3日、Gは、 $\beta$ 債権の消滅時効をBがHに対して

援用するよう、Bに求めたが、Bはこの要請を断った。

### Keypoints

- ① 消滅時効およびその中断事由についての主張・立証責任が、どういう構造になっているのかを理解する。
- ② 消滅時効完成の前後で、債務者の債務承認の効果はどのようなものとなるかを理解する。
- ③ 物上保証人は、どのような場合に、債務者の債務について独自の消滅時効援用権を有するかを理解する。
- ④ 先順位抵当権の被担保債権について、後順位の譲渡担保権者は、独自の消滅時効援用権を有するか。

### Questions

- (1) Bは、Gに対して、どのような請求をすることができるか。
  - (a) Bは、Gに対する請求をするとき、どのような事実を主張・立証しなければならないか（事例1～3に共通）。
  - (b) Bの請求に対して、Gは、どのような反論をすることができるか。各事例について、その異同に注意して検討しなさい。
- (2) Gは、Hに対して、どのような請求をすることができるか。
  - (a) Gは、Hに対して請求をするとき、どのような事実を主張・立証しなければならないか。
  - (b) Gの請求に対して、Hは、どのような反論をすることができるか。

### Checkpoints

問(1)に関して

- ① 1998年5月11日、S株式会社が、G社から、弁済期を2000年5月11日とする約定で、4000万円を無利息で借り受けたことは、意味をもつか。
- ② BがSの創業者一族に属し関連会社の代表取締役であったことは、意味をもつか。
- ③ Bが自ら余裕する甲土地を $\alpha$ 債権のためにGに譲渡し、譲渡担保を登記原因として、Gに甲の所有権移転登記がおこなったことは、意味をもつか。
- ④ Bが甲の所有権をGに譲渡した後に、引き続き駐車場として使用していることは、意味をもつか。
- ⑤ Bが、Sの代理人と自称して、3回にわたって、各100万円の「承諾料」を支払って、 $\alpha$ 債権の貸付期間を2年ずつ延長する合意をGとおこなったことは、意味をもつか。
- ⑥ ⑤の交渉と合意について、Bが、それ以前も以後もSから代理権を実際に授与されないうまま、勝手にS名義の委任状を作成しておこなったことは、意味をもつか。
- ⑦ Bの⑤の行動が、Sの創業者一族に密かに恩を売っておいて、近い将来、業績回復が期待されるSに対して支配権を得たい、との思惑にもとづいていたことは、意味をもつか。

- ⑧ BがSに対して「承諾料」相当額につき一度も求償権を主張しなかったことは、意味をもつか。
- ⑨ 2006年5月12日に、Sが、顧問弁護士から $\alpha$ 債権について消滅時効の可能性を指摘されて、Bの各行為の追認を拒絶し、 $\alpha$ 債権につき消滅時効を主張する旨を書面により通知したことは、意味をもつか（以上、事例1～3に共通）。
- ⑩ Sが2006年5月12日以前にGから何らの請求を受けたこともなかったことは、意味をもつか（事例1）。
- ⑪ Sが2006年4月3日にGの求めに応じて「債務承認書」を差し入れていたことは、意味をもつか（事例2）。
- ⑫ Sが2004年4月3日にGの求めに応じて「債務承認書」を差し入れていたことは、意味をもつか（事例3）。

問(2)に関して

- ① 甲に、1994年4月1日付けで、HのBに対する8000万円の $\alpha$ 債権を被担保債権とする抵当権の設定登記がなされていたことは、意味をもつか。
- ② 2006年5月12日に、Sが、顧問弁護士と相談の上、Gに対して、Bの各行為を追認する旨を書面により通知したことは、意味をもつか。
- ③ Sが倒産状態に近く、甲の価格が9000万円程度に下落していることは、意味をもつか。
- ④ 2006年7月3日に、Gが、 $\beta$ 債権の消滅時効をBがHに対して援用するよう、Bに求めたことは、意味をもつか。
- ⑤ Gからの④の要請をBが断ったことは、意味をもつか。

## Materials

### 1) 必読文献

- 山本敬三『民法講義 I』451～457頁、472～521頁

### 2) 参考文献 A

- 司研『問題研究』21～31頁
- 金山直樹・百選 I 43事件
- 山野目章夫・リマークス（1996年上半期）12号2事件
- 森田宏樹・百選 I 41事件

### 3) 参考文献 B

- 森田宏樹「時効援用権者の画定基準について(1)(2)」曹時54巻6号1頁、7号1頁(2002年)
- 山本豊「民法145条」星野＝広中編『百年 II』257頁

### 4) 必読判例

- ①最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁
- ②最判平成7年3月10日判時1525号59頁

### 5) 参考判例

- ①最判昭和48年12月14日民集27巻11号1586頁
- ②最判平成11年10月21日民集53巻7号1190頁